令和元年12月26日開催

令和元年度 燕市農業委員会第9回総会議事録

燕市農業委員会

燕市農業委員会第9回総会 議事録

- 1. 開催日時 令和元年 12 月 26 日 (木曜日) 午後 1 時 30 分~午後 2 時 49 分
- 2. 開催場所 会議室 301
- 3. 出席委員(28名)

1番	金山	吉夫	11番	早渡	秀夫	21番	江口	保
2番	長谷川	治仁	12番	大久仍	R政博	22番	山浦	博
3番	原田園	國太郎	13番	山上	忠	23 番	小川	芳秀
4番	渡邉϶		14番	中村	幸夫	24番	本井色	生登志
5番	佐藤	春夫	15番	伊藤	均	25番	佐藤	信一
6番	江辺	耕一	16番	伊藤	和夫	26番	遠藤	忠夫
7番	川本	敏夫	17番	土田	喜七	27番	三浦	哲郎
8番	笠原	久幸	19番	荻原	一郎	28番	澤口	義明
9番	廣野	和夫	20番	明田第	关以知	29番	和田	正春
10番	山田	直子						

4. 欠席委員(1名)

欠席 1名 18番 本田 繁 欠員 0名

- 5. 会議日程
 - (1) 開会
 - (2) 議事録署名委員の選任
 - (3) 新たに任命された燕市農業委員会委員の議席の決定並びに部会及び事前審 査委員会の所属について
 - (4) 会長報告

報告第25号 農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)の報告

報告第 26 号 農地転用事実確認願について 報告第 27 号 農地の転用事実に関する照会について

(5) 議事

議案第50号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第51号 農地転用事業計画変更承認申請について

議案第52号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第53号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第54号 農用地利用集積計画(案)の決定について

議案第55号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画(案)の決定 について及び農用地利用配分計画の認可について

(6) 閉会

6. 出席した事務局職員

局長 志田 晃 次長 加藤幸夫 副参事 広瀬美佳子

7. 総会議長

本井 佐登志 (会長)

8. 議事録署名委員

9番 廣野和夫 10番 山田直子

9. 会議の概要

以下のとおり

議長

本日の総会の欠席委員は、議席番号18番 本田委員より欠席の報告がきております。

なお、各委員は、総会に欠席する場合は、必ず事務局に報告くださる ようお願い致します。

なお、審議におきましては、発言をする場合には、必ず議長の許可を 得てから議席番号を告げ、発言するようお願いします。議事が閉会した 後の協議事項等においては議席番号を告げる必要はありませんので、ご 了承願います。

議長

総会は、現に在任する委員の過半数の出席により成立します。只今の 出席委員は28名であります。よって、農業委員会等に関する法律第27 条第3項の規定により、総会が成立している事を報告致します。

議長

只今より、燕市農業委員会第9回総会を開会致します。

それでは、日程2の議事録署名委員の選任についてであります。

議長の指名に一任願えますでしょうか。

(異議なしの声)

議長

それでは、議長として次の2名を指名致します。

議席番号9 廣野和夫 委員及び

議席番号10 山田直子 委員にお願いします。

議長

それでは、「議事日程3 新たに任命された燕市農業委員会委員の議 席の決定並びに部会及び事前審査委員会の所属について」でございま す。

8月30日に霜鳥前農業委員が辞任されたことに伴い、新たに明田栄 以知委員が、12月市議会で同意をいただき、12月23日付けで、燕市長 から燕市農業委員に任命されました。

明田委員の任期は、霜鳥前委員の残任期間となり、令和3年7月31 日までとなります。

燕市農業委員会会議規則第7条第2項では、「任命後新たに選出された委員の議席は、議長が定める」と規定されていることから、明田委員の議席は議長である本井が定めることで異議はありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

それでは、明田委員の議席番号は、霜鳥前委員の議席番号である「20番」とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

次に、明田委員の部会の所属でございますが、こちらも霜鳥前委員が

所属していた「農政部会」とし、事前審査委員会の所属も霜鳥前委員が 所属していた「第2事前審査委員会」とすることにご異議ございません か。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

それでは、新たに燕市農業委員会委員に任命されました明田栄以知委員より、自己紹介をお願い致します。

明田委員

(自己紹介)

議長

ありがとうございました。明田委員は席にお戻りください。それでは 議事にもどります。

議長

それでは、日程4の会長報告についてであります。

会長報告第25号から第27号を事務局に一括して報告を求めます。

事務局

会長報告第25号、「農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)」の報告であります。

受付番号 51 番 吉田法花堂字下岡田の田、1 筆、面積 641 ㎡、中間 管理移行に伴う小作権の解約であります。

受付番号 52 番 田中新字上田の田、1 筆、面積 555 ㎡、中間管理移 行に伴う小作権の解約であります。

受付番号 53 番 米納津字砂田の田、1 筆、面積 446 ㎡、JA転貸変 更に伴う小作権の解約であります。

受付番号 54 番 長辰字長崎の田、1 筆、面積 965 ㎡、地権者管理に 伴う小作権の解約であります。

受付番号 55 番 国上字長辰の田、1 筆、面積 386 ㎡、中間管理移行 に伴う小作権の解約であります。

受付番号 56 番 国上字長辰の田、1 筆、面積 104 ㎡、J A転貸変更 に伴う小作権の解約であります。

受付番号 57 番 長所字前田川東の田、計3 筆、面積 6,023 ㎡、基盤 強化売買に伴う利用権の解約であります。

受付番号 58 番 杉柳字杉柳の田、1 筆、面積 971 ㎡、権者管理に伴 う利用権の解約であります。

受付番号 59 番 下栗生津字横町の田、1 筆、面積 3,000 ㎡、中間管理移行に伴う利用権の解約であります。

受付番号 60 番 下栗生津字横町の田、1 筆、面積 3,000 ㎡、中間管 理移行に伴う利用権の解約であります。

受付番号 61 番 佐渡山字川上の田、1 筆、面積 1,730 ㎡、所有者管理に伴う利用権の解約であります。

受付番号62番 佐渡山字川中の田、1筆、面積1,368㎡、耕作者の

変更に伴う利用権の解約であります。

受付番号 63 番 熊森の田、1 筆、面積 2,473 ㎡、J A転貸移行に伴 う利用権の解約であります。

事務局

続いて、農協転貸の解約であります。

- 受付番号 64 番 下児木字上野の田、計 2 筆、面積 518 ㎡、地権者管理に伴う利用権の解約であります。
- 受付番号 65 番 小関字大通の田、計 2 筆、面積 1,966 ㎡、5 条申請 に伴う利用権の解約であります。
- 受付番号 66 番 秋葉町四丁目の田、計 5 筆、面積 4,669 ㎡、農地の 転用計画に伴う利用権の解約であります。
- 受付番号 67番 秋葉町四丁目の田、計 2 筆、面積 9,114 ㎡、農地の 転用計画に伴う利用権の解約であります。
- 受付番号 68 番 灰方字南の田他、計 2 筆、面積 2,029 ㎡、利用権の 解約であります。
- 次の69番から71番は中間管理への移行に伴う解約であります。
- 受付番号 69 番 東太田字上割前の田、計 3 筆、面積 3,046 ㎡、利用 権の解約であります。
- 受付番号 70 番 燕字長割の田他、計 15 筆、面積 13,091 ㎡、利用権 の解約であります。
- 受付番号 71 番 燕字割前の田他、計 35 筆、面積 24,479 ㎡、利用権 の解約であります。
- 次の72番から75番は基盤強化法売買に伴う解約であります。
- 受付番号 72 番 高木の田、1 筆、面積 5,791 ㎡、利用権の解約であります。
- 受付番号 73 番 小島字香語田の田、1 筆、面積 202 ㎡、利用権の解 約であります。
- 受付番号 74 番 高木の田、1 筆、面積 2,270 ㎡、利用権の解約であります。
- 受付番号 75 番 佐渡山字川中の田、1 筆、面積 2,730 ㎡、利用権の 解約であります。
- 受付番号 76 番 野本字村附の田、計 2 筆、面積 6,000 ㎡、地権者の 都合に伴う利用権の解約であります。
- 受付番号 77 番 野本字村附の田、1 筆、面積 622 ㎡、地権者管理に 伴う利用権の解約であります。
- 受付番号 78 番 米納津字野附の田、1 筆、面積 475 ㎡、耕作者の変 更に伴う利用権の解約であります。
- 受付番号 79 番 大保字乗出の田、他計 10 筆、面積 7,882 ㎡、耕作者 の変更に伴う利用権の解約であります。

- 受付番号80番 米納津字大保の田、1筆、面積905㎡、耕作者の変 更に伴う利用権の解約であります。
- 受付番号81番 大保字乗出の田、1筆、面積595 ㎡、耕作者の変更 に伴う利用権の解約であります。
- 受付番号82番 米納津字砂田の田、計13筆、面積4,281 ㎡、耕作者の変更に伴う利用権の解約であります。
- 受付番号83番 米納津字砂田の田他、計5筆、面積2,265 ㎡、利用 権の解約であります。
- 受付番号84番 米納津字十二田の田、計2筆、面積2,056 ㎡、中間 管理移行に伴う利用権の解約であります。
- 受付番号85番 米納津字十二田の田、1筆、面積542 ㎡、耕作者の 変更に伴う利用権の解約であります。
- 受付番号86番 米納津字十二田の田、計11筆、面積4,968.19 ㎡、 耕作者の変更に伴う利用権の解約であります。
- 受付番号87番 米納津字十二田の田、計5筆、面積4,111 ㎡、地権 者管理に伴う利用権の解約であります。
- 受付番号88番 米納津字砂田の田、計4筆、面積2,042 m²、耕作者の変更に伴う利用権の解約であります。
- 受付番号89番 米納津字砂田の田、計3筆、面積2,985 ㎡、耕作者 の変更に伴う利用権の解約であります。
- 受付番号 90 番 吉田鴻巣字雑司免の田、他計 5 筆、面積 4,697 ㎡、 地権者管理に伴う利用権の解約であります。
- 受付番号 91 番 吉田鴻巣字小川の田、他計 8 筆、面積 7,916 ㎡、中間管理移行に伴う利用権の解約であります。
- 受付番号 92 番 吉田法花堂字苗代割の田、計 2 筆、面積 701 ㎡、耕作者の変更に伴う利用権の解約であります。
- 受付番号 93 番 富永字腰廻の田、1 筆、面積 213 ㎡、地権者管理に 伴う利用権の解約であります。
- 次の94番から96番までは、中間管理移行に伴う解約であります。
- 受付番号94番 米納津字大島崎の田、他計10筆、面積8,021 ㎡、利用権の解約であります。
- 受付番号 95 番 吉田鴻巣字幸六田の田、他計 33 筆、面積 24,436 ㎡、利用権の解約であります。
- 受付番号 96 番 吉田鴻巣字五人割の田、計 7 筆、面積 2,140.16 ㎡、利用権の解約であります。
- 次の97番から103番までは、圃場整備に伴い地権者管理になる解約

であります。

- 受付番号 97番 佐渡山字浦谷地の田、計 4 筆、面積 3,066 ㎡、利用 権の解約であります。
- 受付番号 98 番 佐渡山字浦谷地の田、計 2 筆、面積 1,053 ㎡、利用 権の解約であります。
- 受付番号99番 佐渡山字浦谷地の田、計2筆、面積1,940 ㎡、利用 権の解約であります。
- 受付番号 100 番 佐渡山字浦谷地の田、計 2 筆、面積 693 ㎡、利用権 の解約であります。
- 受付番号 101 番 佐渡山字浦谷地の田、計 13 筆、面積 11,313 ㎡、利 用権の解約であります。
- 受付番号 102 番 佐渡山字浦谷地の田他、計8 筆、面積 5,737 ㎡、利 用権の解約であります。
- 受付番号 103 番 米納津字砂田の田、計 2 筆、面積 2,042 ㎡、利用権 の解約であります。
- 受付番号 104 番 佐渡山字浦谷地の田他、計 14 筆、面積 7,927.43 ㎡、中間管理移行に伴う利用権の解約であります。
- 受付番号 105 番 吉田本町字七島の田、1 筆、面積 37 ㎡、地権者管理に伴う利用権の解約であります。
- 受付番号 106 番 佐善村新田字切替沖の田、1 筆、面積 505 ㎡、中間 管理移行に伴う利用権の解約であります。
- 受付番号 107 番 佐善村新田字切替沖の田、計 2 筆、面積 3,147 ㎡、 地権者管理に伴う利用権の解約であります。
- 次の108番から112番までは、耕作者変更に伴う解約であります。
- 受付番号 108 番 横田字ヲミワケの田他、計 2 筆、面積 1,024 ㎡、利 用権の解約であります。
- 受付番号 109 番 横田字諏訪田の田、1 筆、面積 299 ㎡、利用権の解 約であります。
- 受付番号 110 番 牧ケ花字向野の田、1 筆、面積 841 ㎡、利用権の解 約であります。
- 受付番号 111 番 牧ケ花新田字一番割の田、計 2 筆、面積 5,285 ㎡、利用権の解約であります。
- 受付番号 112 番 砂子塚字諏訪ノ木の田、計 7 筆、面積 15,488 ㎡、 利用権の解約であります。
- 次の番号 113 番から 119 番は中間管理移行に伴う解約であります。 受付番号 113 番 横田字諏訪田の田、他計 4 筆、面積 2,561 ㎡、利用

- 権の解約であります。
- 受付番号 114番 横田字中筒島の田、1筆、面積 2,041 ㎡、利用権の 解約であります。
- 受付番号 115 番 横田字中筒堤外の田、1 筆、面積 1,791 ㎡、利用権 の解約であります。
- 受付番号 116 番 横田字狐山の田、1 筆、面積 863 ㎡、地権者管理に 伴う利用権の解約であります。
- 受付番号 117 番 横田字狐山の田、他計 4 筆、面積 4,711 ㎡、利用権 の解約であります。
- 受付番号 118 番 横田字諏訪河原の田、1 筆、面積 312 ㎡、利用権の 解約であります。
- 受付番号 119 番 横田字諏訪河原の田、1 筆、面積 576 ㎡、利用権の 解約であります。
- 次の 120 番から 131 番は耕作者の変更に伴う利用権の解約です。
- 受付番号 120 番 砂子塚字諏訪ノ木の田、他計 4 筆、面積 5,085 ㎡、利用権の解約であります。
- 受付番号 121 番 国上字居下の田、計 2 筆、面積 425 ㎡、利用権の解 約であります。
- 受付番号 122番 国上字居下の田他、計7筆、面積 12,619 ㎡、利用 権の解約であります。
- 受付番号 123 番 太田字居下の田、計 2 筆、面積 1,079 ㎡、利用権の 解約であります。
- 受付番号 124番 国上字居下の田、1 筆、面積 3,300 ㎡、利用権の解 約であります。
- 受付番号 125 番 国上字太田前の田、1 筆、面積 715 ㎡、利用権の解 約であります。
- 受付番号 126番 国上字居下の田、1筆、面積 3,000 ㎡、利用権の解 約であります。
- 受付番号 127番 国上字太田前の田、計4筆、面積6,030 ㎡、利用権 の解約であります。
- 受付番号 128 番 国上字太田前の田、1 筆、面積 588 ㎡、利用権の解 約であります。
- 受付番号 129 番 中島字下表の田、計 6 筆、面積 3,662 ㎡、利用権の 解約であります。
- 受付番号 130 番 中島字上表の田、他計 4 筆、面積 4,551 ㎡、利用権 の解約であります。
- 受付番号 131 番 中島字下表の田、1 筆、面積 2,414 ㎡、利用権の解

約であります。

次の132番から139番は中間管理移行に伴う利用権の解約です。

受付番号 132 番 国上字居下の田、他計 6 筆、面積 5,932 ㎡、利用権 の解約であります。

受付番号 133 番 国上字太田前の田、1 筆、面積 1,332 ㎡、利用権の 解約であります。

受付番号 134 番 国上字太田前の田、他計 4 筆、面積 7,062 ㎡、利用 権の解約であります。

受付番号 135 番 国上字太田前の田、1 筆、面積 565 ㎡、利用権の解 約であります。

受付番号 136 番 国上字太田前の田、1 筆、面積 460 ㎡、利用権の解 約であります。

受付番号 137 番 国上字太田前の田、1 筆、面積 136 ㎡、利用権の解 約であります。

受付番号 138 番 国上字太田前の田、1 筆、面積 307 ㎡、利用権の解 約であります。

受付番号 139 番 国上字太田前の田、1 筆、面積 550 ㎡、利用権の解 約であります。

事務局

続いて、中間管理事業の解約であります。

受付番号 140 番 米納津字表の田、計 2 筆、面積 2,042 ㎡、基盤強化 売買に伴う利用権の解約であります。

受付番号 141 番 花見字諏訪ノ越の田、計 2 筆、面積 291 ㎡、5 条申 請に伴う利用権の解約であります。

受付番号 142 番 大川津字前田の田、他計 2 筆、面積 1,535 ㎡、基盤 強化売買に伴う利用権の解約であります。

事務局

続きまして、会長報告第26号、「農地転用事実確認願について」であります。

受付番号 14 番 花見字居掛下の畑、1 筆、面積 85 ㎡、転用目的は住宅、現況地目は宅地、証明番号年月日は証第 12 号、令和元年 12 月 2 日であります。

事務局

続きまして、会長報告第27号、「農地の転用事実に関する照会について」であります。

受付番号 18番 杣木字廿六木の畑、現況は非農地、宅地、転用許可等の有無とその内容は、無し、許可を得ることが必要であるが許可を得ていない。原状回復命令の有無は無

し。用途地域内であります。

受付番号19番 分水東学校町三丁目の田、現況は非農地、宅地、転用許可等の有無とその内容は、有り、昭和52年5月26日、農地法第5条、住宅。原状回復命令の有無は無し。用途地域内であります。

説明は以上です。

議長

事務局の報告が終わりましたので、質問を受けたいと思います。質問 等ありましたらお願い致します。

議長

ご質問が無いようですので、日程4の議事に入ります。

議案第50号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題 といたします。それでは、事務局に説明を求めます。

事務局

それでは、議案第50号「農地法第3条の規定による許可申請について」であります。

受付番号32番 花見字堤下の田、計2筆、面積290㎡、契約内容は 売買、対価は10アール〇円、位置図は、議案資料1頁 をご覧ください。

受付番号33番 吉田西太田字札木の畑、1筆、面積808㎡、契約内容は売買、対価は○円、位置図は、同じく議案資料1 頁になります。

以上、これらの案件は、地域調和等、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると判断されます。

説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。本件については、去る 12 月 19 日、第 2 事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。

七田委員長

12月19日、午後1時30分より、市役所301会議室で、第2事前審 査委員会、全員の出席により審査の結果、「農地法第3条の規定による 許可申請」2件、異議がなかった事を報告致します。

議長

只今、土田委員長より、審査結果内容の報告がありました。 これより審議をお願い致します。

(質疑なし)

議長

他に無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり許可とする事で、異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり

許可とする事に決しました。

議長

次に、議案第51号「農地転用事業計画変更承認申請について」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第51号「農地転用事業計画変更承認申請について」であります。 受付番号16番 小関字大通の畑他、計3筆、面積1,965㎡、承継者 に名義変更されますが、転用目的が事務所・工場及び 駐車場について変更はありません。

位置図は、議案資料 2~3 頁をご覧ください。転用許可を受けていた譲渡人が自社工場近くに土地の斡旋を受け申請地が不要となったため、業務拡張に伴い手狭になっていた譲受人が、申請地を購入し利便性を図るものであります。

受付番号17番 吉田文京町の畑、1筆、面積266㎡、承継者に名 義変更されますが、転用目的については変更ありませ ん。位置図は、議案資料4~5頁をご覧ください。親と の同居を見込んで、当初計画者である親に代わって住 宅を建築するものであります。

説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。本件についても、去る 12 月 19 日、第 2 事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。

十田委員長

審査の結果、農地転用事業計画変更承認申請2件、異議がなかった事 を報告致します。

議長

只今、土田委員長より、審査結果内容の報告がありました。 これより審議をお願い致します。

(質疑なし)

議長

他に無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり承認とする事で、異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり 承認とする事に決しました。

議長

次に、議案第52号「農地法第4条の規定による許可申請について」 を議題と致します。事務局に説明を求めます。

事務局

議案第52号「農地法第4条の規定による許可申請について」であります。

受付番号 18 番 吉田旭町三丁目の田、1 筆、面積 92 ㎡、転用目的は 住宅、完工済みであります。位置図は、議案資料 6~7 頁をご覧ください。

昭和62年から、隣接する土地と合わせて住宅用地として利用していましたが、資産の整理に伴い農地であることが判明したため申請となったものであります。また併せて、始末書が提出され、事前審査会で読み上げさせていただいたところであります。

申請地は、第一種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ、第3種農地であると判断されるところであります。

受付番号 19 番 水道町四丁目の田、計 3 筆、面積 2,392 ㎡、転用目的は共同住宅 (3 棟 22 戸、駐車場 50 台)、令和 2 年 8 月 31 日、完工予定であります。位置図は、議案資料 8 ~9 頁をご覧ください。

宅地化が進み、交通の便が良いことから共同住宅を 建築するものであります。

申請地は、第一種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第3種農地であると判断されるところであります。

説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。本件についても、去る 12 月 19 日、第 2 事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。

土田委員長

審査の結果、農地法第4条許可申請2件、異議がなかった事を報告致します。

議長

只今、土田委員長より、審査結果内容の報告がありました。 これより審議をお願い致します。

(質疑なし)

議長

他に無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり許可とする事で、異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり 許可とする事に決しました。

議長

次に議案第53号「農地法第5条の規定による許可申請について」を 議題と致します。事務局に説明を求めます。

事務局

議案第53号「農地法第5条の規定による許可申請について」であります。

受付番号60番 小関字大通の畑、他計3筆、面積1,965㎡、転用目的は事務所・工場及び駐車場(12台)、契約内容は売買、令和2年8月15日完工予定であります。

位置図、土地利用計画図は議案資料 2~3 頁にお戻り下さい。先ほど、計画変更承認申請で説明した案件であります。業務拡張に伴い手狭になっていた譲受人が、申請地を購入し利便性を図るものであります。

申請地は、工業専用地域に指定された用途地域内の 農地であることから、第3種農地であると判断される ところであります。

受付番号 61番 吉田文京町の畑、1筆、面積 266 ㎡、転用目的は住宅、契約内容は使用貸借、令和 2年 5月 20 日、完工予定であります。

位置図、土地利用計画図は議案資料 4~5 頁をご覧ください。こちらも先ほど、計画変更承認申請で説明した案件であります。親から土地を借り受け、住宅を建築するものであります。

申請地は、第一種住居地域に指定された用途地域内 の農地であることから、第3種農地であると判断され るところであります。

受付番号 62番 小関字大通の田、他計 3 筆、面積 2,890 ㎡、転用目的は倉庫、契約内容は売買、令和 2 年 8 月 31 日完工予定であります。

位置図、土地利用計画図は議案資料 10~11 頁をご覧ください。遠隔地にある資材(金型) 倉庫を工場の隣接地に建築し、事業の利便性を図るものであります。

申請地は、工業専用地域に指定された用途地域内の 農地であることから、第3種農地であると判断される ところであります。

受付番号 63 番 吉田西太田字札木の畑、1 筆、面積 187 ㎡、転用目的は宅地造成 (3 区画)、契約内容は売買、令和 2 年 4 月 15 日完工予定であります。

位置図、土地利用計画図は議案資料 12~13 頁をご覧ください。事業の拡大を図るため、宅地分譲をおこな

うものであります。

申請地は、第一種住居地域に指定された用途地域内 の農地であることから、第3種農地であると判断され るところであります。

受付番号 64番 花見字諏訪ノ腰の田、他計 8 筆、面積 1,788 ㎡、転用目的は共同住宅 (2 棟 20 戸、駐車場 31 台)、契約内容は売買、令和 2 年 8 月 31 日、完工予定であります。

位置図、土地利用計画図は議案資料 14~15 頁をご覧ください。駅や幹線道路に近いことから共同住宅を建築するものであります。

申請地は、農振白地の農地ですが、宅地とJR弥彦線、燕市道に囲まれており、営農に影響ないと考えられることから、第3種農地であると判断されるところであります。

受付番号 65番 八王寺字江西の田、1筆、面積 435 ㎡、転用目的は 建売住宅(1棟)、契約内容は売買、令和 2年 10月 31日、 完工予定であります。

位置図、土地利用計画図は議案資料 16~17 頁をご覧ください。建売住宅を建築し、事業の拡大を図るものであります。

申請地は、農振白地の農地ですが、周囲を宅地にか こまれていることから、営農に影響は無く、第3種農 地であると判断されるところであります。

受付番号 66 番 南七丁目の畑、1 筆、面積 798 ㎡、転用目的は宅地 分譲 (5 区画)、契約内容は売買、令和 2 年 12 月 31 日、 完工予定であります。

位置図、土地利用計画図は議案資料 18~19 頁をご覧ください。事業の拡大を図るため宅地分譲をおこなうものであります。

申請地は、準工業地域に指定された用途地域内の農地であることから、第3種農地であると判断されるところであります。

受付番号 67番 燕字向川原の畑、1 筆、面積 179 ㎡、転用目的は建 売住宅(1棟)、契約内容は売買、令和 2 年 12 月 31 日、 完工予定であります。

位置図、土地利用計画図は議案資料 20~21 頁をご覧ください。先ほど番号 66 番で説明した宅地分譲地の隣で施工されるものであります。

申請地は、用途地域に隣接する農振白地の農地でありますが、宅地と朝日大橋に挟まれていることから、営農に影響は無く、第3種農地であると判断されるところであります。

受付番号 68番 殿島一丁目の畑、1筆、面積 176㎡、転用目的は住宅、契約内容は売買、令和 2年 4月 30日、完工予定であります。

位置図、土地利用計画図は議案資料 22~23 頁をご覧ください。住宅建築のため転用するものであります。

申請地は、第一種住居地域に指定された用途地域内 の農地であることから、第3種農地であると判断され るところであります。

受付番号 69番 分水旭町四丁目の畑、計 2 筆、面積 222 ㎡、転用目的は住宅、契約内容は売買、令和 2 年 4 月 30 日、完工予定であります。

位置図、土地利用計画図は議案資料 24~25 頁をご覧ください。住宅建築のため転用するものであります。

申請地は、第一種住居地域に指定された用途地域内 の農地であることから、第3種農地であると判断され るところであります。

説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。本件についても、去る 12 月 19 日、第 2 事前審査委員会が開催されていますので土田委員長より審査結果内 容の報告をお願い致します。

土田委員長

審査の結果、農地法第5条申請10件、異議がなかった事を報告致します。

議長

只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。 これより審議をお願い致します。

(質疑なし)

議長

無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告の とおり許可とする事で、異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり 許可とする事に決しました。

議長

次に議案第54号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。

事務局

議案第54号「農用地利用集積計画(案)の決定について」でありま す。初めに所有権の移転であります。

受付番号 13 番 高木の田、1 筆、面積 5,791 ㎡、移転時期は令和 2 年 1 月 23 日、対価は○円、引渡し時期は令和 2 年 1 月 31 日。位置図は議案資料 26 頁をご覧ください。また、 以下の移転時期・引渡し時期は全て同じですのでお読み 取りください。

受付番号 14 番 小島字香語田の田、1 筆、面積 202 ㎡、対価は〇円、 位置図は同じく議案資料 26 頁をご覧ください。

受付番号 15 番 長所字前田川東の田、計 3 筆、面積 6,023 ㎡、対価 は○円、位置図は議案資料 27 頁をご覧ください。

受付番号 16 番 高木の田、1 筆、面積 2,270 ㎡、対価は〇円、位置 図は議案資料 26 頁をご覧ください。

受付番号 17番 大川津字前田の田、他計 2 筆、面積 1,535 ㎡、対価 は○円、位置図は議案資料 27 頁をご覧ください。

受付番号 18 番 米納津字表の田、計 2 筆、面積 2,042 ㎡、対価は〇 円、位置図は議案資料 28 頁をご覧ください。

受付番号 19 番 佐渡山字川中の田、1 筆、面積 2,730 ㎡、対価は〇円、位置図は議案資料 28 頁をご覧ください。

事務局

続いて利用権設定であります。議案は事前配布してありますので、新 規設定のみ読み上げさせていただきます。

新規設定は農協転貸のみであります。

議案の41頁をご覧ください。

受付番号 74・75 番 小池字上通の田、計 6 筆、面積 5,997 ㎡、10 年 の新規設定であります

受付番号 76・77 番 杉柳字杉柳の田、計 2 筆、面積 1,211 ㎡、3 年 の新規設定であります。

受付番号 78・79 番 佐渡字寄合割の田、他計 6 筆、面積 2,874 ㎡、 10 年の新規設定であります。

受付番号80・81番 小高字中沢の田、他計8筆、面積6,475 m²、10 年の新規設定であります。

受付番号82・83番 秋葉町四丁目の田、計10筆、面積3,618 ㎡、10 年の新規設定であります。

受付番号84・85番 秋葉町四丁目の田、1筆、面積773㎡、10年の 新規設定であります。

受付番号 86・87 番 東太田字西通端の田、計 3 筆、面積 1,866 ㎡、 10 年の新規設定であります。 受付番号88・89番 秋葉町四丁目の田、他計9筆、面積2,898 ㎡、 10年の新規設定であります。

受付番号 90・91 番 東太田字割の田、計 2 筆、面積 1,999 ㎡、10 年 の新規設定であります。

受付番号 92・93 番 吉田鴻巣字幸六田の田、計 2 筆、面積 1,986 ㎡、 10 年の新規設定であります。

受付番号94・95番 吉田法花堂字新田前の田、1筆、面積 3,000 ㎡、 10年の新規設定であります。

受付番号 96・97 番 雀森字所理ヶ渕の田、他計 3 筆、面積 4,810 ㎡、 5 年の新規設定であります。

受付番号 98・99 番 米納津の田、計 2 筆、面積 14,228 ㎡、10 年の 新規設定であります。

受付番号 100・101 番 新堀字苗代の田、計 3 筆、面積 510 ㎡、10 年 の新規設定であります。

受付番号 102・103 番 牧ケ花字向野の田、1 筆、面積 333 ㎡、10 年 の新規設定であります。

受付番号 104・105 番 五千石字野越の田、他計 22 筆、面積 8,396.89 ㎡、10 年の新規設定であります。

受付番号 106・107番 五千石字前野の田、他計 3 筆、面積 507 ㎡、 10 年の新規設定であります。

事務局

以下、再設定となりますので、後でお読み取りください。

また、関係する委員の案件として、新規設定の受付番号 95 番は伊藤和夫委員、再設定では受付番号 44 番が金山委員の関係案件となります。 説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。本件についても、去る 12 月 19 日、第 2 事前審査委員会が開催されていますので、関係委員の案件である利用権の新規設定、受付番号 95 番、及び再設定 44 番を除いて、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。

十田委員長

審査の結果、農業経営基盤強化促進法による所有権の移転7件、利用権の受付番号95番を除いた新規設定33件、番号44番を除いた再設定120件、異議がなかった事を報告致します。

議長

只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。

(質疑なし)

議長

しばらくして無いようですので、お諮り致します。本件については、 委員長報告のとおり決定とする事で、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり 決定とする事に決しました。

議 長 それでは、関係委員である、議席番号1番金山委員、16番伊藤和夫 委員は退席願います。

(関係委員 退室 午後2時33分)

議長 それでは、関係委員の案件、農用地利用集積計画(案)、受付番号 44番、95番について、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。

土田委員長 審査の結果、利用権の新規設定、受付番号 95 番、再設定 44 番について、意見がなかった事を報告致します。

議 長 只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。

(質疑なし)

議 長 無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告の とおり決定する事で、異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり 決定する事に決しました。

関係委員は、入室願います。

(関係委員 入室・着席 午後2時35分)

退席された金山委員、伊藤委員に報告します。関係委員の案件につきましては、「特に意見はなし」とする事に決しました。ご協力ありがとうございました。

関係委員 ありがとうございました。

議長

議長

事務局

次に議案第55号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画(案) の決定について、及び農用地利用配分計画の認可について」を議題と致 します。事務局に一括して説明を求めます。

議案第55号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画(案)の決定について、及び農用地利用配分計画の認可について」であります。 はじめに、農用地利用集積計画であります。66頁をご覧ください。 こちらについても事前配布しておりますので、集積計画の一番目のみ読み上げさせていただきます。

受付番号 13 番 燕字割前の田他、計 35 筆、面積 24,479 ㎡、利用権の設定を受ける者は新潟県農林公社、設定期間は令和11 年 12 月 31 日までの 10 年であります。以下は、議案

をお読み取りください。

続いて、集積計画の設定期間7年であります。

議案の86頁をご覧ください。

受付番号 108 番 国上字居下の田、計3 筆、面積7,065 ㎡、利用権の配分を受ける者の設定期間は、令和8年12月31日までの7年であります。以下は、議案をお読み取りください。

集積計画の合計としては、燕地区 17 名、98,793 ㎡、吉田地区 54 名、463,365.69 ㎡、分水地区 26 名、126,317 ㎡、合計 97 名、688,475.69 ㎡であります。

事務局

続いて、配分計画であります。議案の87頁からになります。

受付番号 11 番 燕字割前の田他、計 53 筆、面積 40,616 ㎡、利用権 の配分を受ける者の設定期間は、令和 11 年 12 月 31 日 までの 10 年であります。以下は、議案をお読み取りく ださい。

次に、配分計画の設定期間7年であります 議案の105頁をご覧ください。

受付番号 52番 国上字長辰の田、計 4 筆、面積 7,712 ㎡、利用権の配分を受ける者の設定期間は、令和 8 年 12 月 31 日までの 7 年であります。

配分計画の合計としては、燕地区 9 名、吉田地区 19 名、分水地区 14 名、合計 42 名、688, 475. 69 ㎡であります。

続いて、配分計画の移転であります。

議案の 106 頁になります。こちらについても、一番目のみ読み上げさせていただきます。

受付番号4番 八王寺字中田の田他、計2筆、面積2,042 m²、配分計画の移転を受ける者の設定期間は、令和6年12月4日までの5年であります。以下は、議案をお読み取りください。

配分計画の移転の合計としては、燕地区4名、吉田地区2名、分水地区1名、合計7名、51,958 ㎡であります。

事務局

また、関係委員の案件は、配分計画の受付番号 28 番が伊藤和夫委員の関係案件となります。

今回の集積計画では、10の農地所有適格法人が利用権の設定を受け

ることになるため、要件確認資料を添付しましたので、議案 108 頁の議案第 54 号・55 号関係資料をご覧ください。

農事組合法人「あぐりマイスター長所」から、10番の農事組合法人「おおこうづ」まで、(1)から(4)までの農地所有適格法人の全ての要件を満たしております。

説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。本件についても、去る 12 月 19 日、第 2 事前審査委員会が開催されていますので、関係委員の案件である受付番号 28 番を除いて、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。

十田委員長

審査の結果、農用地利用集積計画 97 件、異議がなかった事、また、 農用地利用配分計画の番号 28 番を除いた 41 件、配分計画の移転 7 件、 意見は特になかった事を報告します。

議長

只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。

(質疑なし)

議長

無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり農用地利用集積計画は原案どおり決定する事、また農用地利用配分計画については、番号 28 番を除いて意見は「特になし」とする事で、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり 農用地利用集積計画については、原案どおり決定する事、また、農用地 利用配分計画については、意見は「特になし」とする事に決しました。

議長

それでは、関係委員である、議席番号 16 番伊藤和夫委員は退席願います。

(関係委員 退室 午後2時43分)

議長

それでは、関係委員の案件、農用地利用配分計画(案)、受付番号 28 番について、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。

土田委員長

審査の結果、配分計画、受付番号28番について、意見がなかった事を報告致します。

議長

只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。

(質疑なし)

議長

無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告の とおり決定とする事で、異議ありませんか。 (異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり 決定する事に決しました。

関係委員は、入室願います。

(関係委員 入室・着席 午後2時45分)

議長

退席された伊藤委員に報告します。関係委員の案件につきましては、「特に意見はなし」とする事に決しました。ご協力ありがとうございました。

関係委員

ありがとうございました。

議長

なお、議案第54号及び議案55号の案件につきましては、12月27日の告示により効力が発生する事になります。

議長

以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了致しましたので、燕 市農業委員会第9回総会を閉会致します。

(終了時刻 午後2時49分)

本議事録は、燕市農業委員会会議規則第14条の規定によりこれを作成し、この 次第に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年12月26日

総会議長	本中作堂走				
議事録署名委員	应野和夫				
議事録署名委員 山田 直子					